

透明かつ公正な労働紛争解決システム等の 在り方に関する検討会ヒアリング資料

－平成27年11月26日－

全国社会保険労務士会連合会 副会長
石谷 隆子

全国社会保険労務士会連合会 理事長
社会保険労務士総合研究機構 所長
村田 毅之

1. 社労士会における個別労働紛争解決制度の概要…………… p 1
2. 社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況…………… p 4
3. 社労士会労働紛争解決センターの有用性とより活用されるための課題… p 15

社労士会における 個別労働紛争解決制度の概要

都道府県社会保険労務士会の 個別労働紛争解決制度

1. 総合労働相談所(47都道府県社会保険労務士会(以下「社労士会」という。)に設置)における相談

労働者及び事業主からの労働条件その他労働関係に関する個別労働紛争等に関する相談について、社会保険労務士(以下「社労士」という。)が相談員として対応。

2. 社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん(青森、栃木、佐賀、大分を除く)

社労士会労働紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」¹⁾(以下「ADR法」という。)に基づく法務大臣の認証と、社労士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、「あっせん」という手続により、円満解決を図る機関。労働問題の専門家である社労士があっせん委員となり、労働者及び事業主双方から個別にそれぞれの意見を伺ったうえで(当事者が直接対面することはない。)、双方が納得できる和解案を提示し、その後の円滑な労使関係の回復を促す。

1. ADR法は、平成19年4月1日に施行。

<目的等の概要>

「紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的として、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続(民間事業者が行う調停、あっせん等)の業務に関し、法務大臣による認証の制度を設け、併せて、時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る。」

【社労士会労働紛争解決センターのあっせんの特徴】

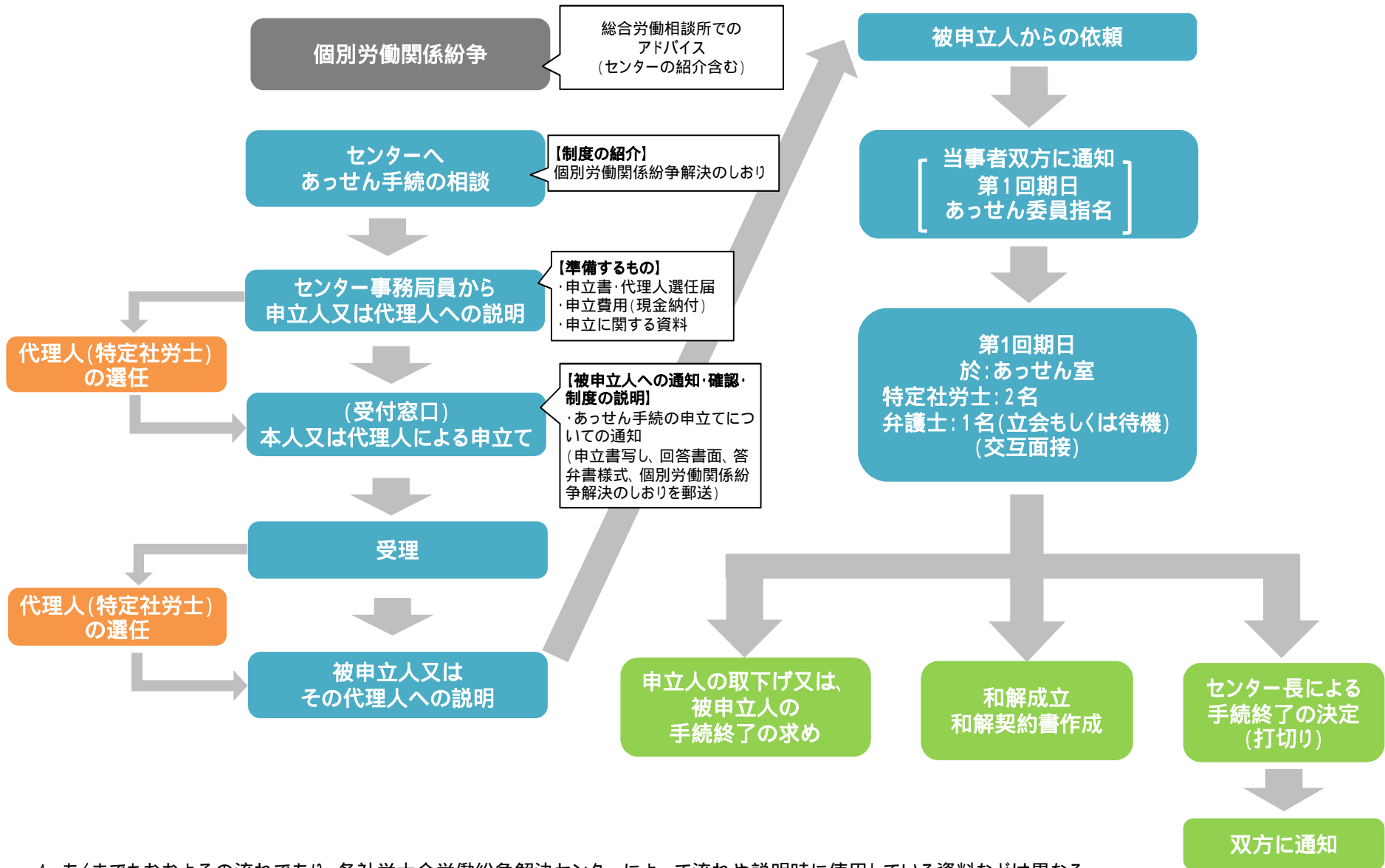
- ・手続きが裁判に比べ、迅速かつ簡便。費用は有料²⁾。
- ・労働問題に精通した社労士が担当。
- ・訴訟提起に際して、あっせん申請時に提起があったものとみなす「時効の中断」の効果がある³⁾。
- ・手続きは非公開、紛争当事者のプライバシーを保護。
- ・紛争当事者間で合意したあっせん案は、民法上の和解の効力を有する。
- ・紛争当事者の一方が参加の意思がないことを表明したときは、手続は終了となる。
- ・原則あっせん期日は1回であるが、和解が見込まれる場合等は2回目、3回目と開催することができる。(あっせん期日の回数に制限がない)

2. 社労士会労働紛争解決センターでの申立費用

申立費用(各センターによって異なる)	1,000円～10,000円(詳細は別紙参照)
申立費用を無料で実施しているセンター数	28

3. ADR法第25条

社労士会労働紛争解決センターによるあっせん手続きの流れ 4



4. あくまでもおおよその流れであり、各社労士会労働紛争解決センターによって流れや説明時に使用している資料などは異なる。

社労士会労働紛争解決センターの あっせん申立て事案の状況

社労士会が設置している「社労士会労働紛争解決センター」のあっせん申立て事案について、平成26年度の状況等を取りまとめたものである。

【基礎情報】

受案件数：208件

処理件数：181件(平成26年度に受理し、終了した案件が対象)

社労士会労働紛争解決センター(都道府県順:43センター)

北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、山梨、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

特定社会保険労務士(以下「特定社労士」という。)・・・平成19年4月1日に施行。

労働者と事業主が争いになったとき、次のADRにおける代理人として、裁判によらない円満解決を実現することができる社会保険労務士(以下「社労士」という。)のことを指す。なお、社労士が、特定社労士になるには、「厚生労働大臣が定める研修を修了」し、『「紛争解決手続代理業務」試験』に合格した後に、その旨を全国社会保険労務士会連合会に備える社労士名簿に付記しなければならない。

5. 紛争解決手続代理業務の内容

1. 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続の代理
(紛争価額が120万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要)
2. 個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理
3. 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理
4. 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理

上記代理業務には、依頼者の紛争の相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理を含む。

特定社労士数

平成27年3月31日現在 11,381名

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

本資料記載の表における割合の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

1. 申立人 : 労働者からの申立てが93.9%、事業主からの申立ても6.1%

申立人の内訳については、労働者が170件(93.9%)と大半を占め、事業主からの申立ては11件(6.1%)であった。平成26年度の労働局紛争調整委員会のあっせんにおける事業主申立ては1.6%であり、どちらも事業主からの申立ては少ない。

図1. 申立人(内訳)

内訳	件数	割合
労働者	170	93.9%
事業主	11	6.1%
合計	181	100%

2. 申立人側代理人の利用 : 申立人側の代理人は特定社労士が8.3%

申立人側代理人については、代理人「なし」が141件(77.9%)、特定社労士を代理人とした件数が15件(8.3%)、弁護士を代理人とした件数が1件(0.6%)、特定社労士と弁護士を代理人とした件数が19件(10.5%)となった。

図2. 申立人側代理人の利用(内訳)

内訳	件数	割合
なし	141	77.9%
特定社労士と弁護士	19	10.5%
特定社労士	15	8.3%
弁護士	1	0.6%
その他 ⁽⁶⁾	5	2.8%
合計	181	100%

6. 親族

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

3. 被申立人側代理人 : 被申立人側の代理人は特定社労士が3.9%

被申立人側代理人については、特定社労士を代理人とした件数が7件(3.9%)、弁護士を代理人とした件数が6件(3.3%)となった。

図3. 被申立人側代理人(内訳)

内訳	件数	割合
なし	153	84.5%
特定社労士	7	3.9%
弁護士	6	3.3%
特定社労士と弁護士	0	0.0%
その他 ⁽⁷⁾	15	8.3%
合計	181	100%

7. 人事部長等が代表権のある者の代理人として出席

4. 申立ての経緯 : 社労士会総合労働相談所を経由した申立てが37.6%

申立ての経緯については、社労士会が運営している総合労働相談所を経由したものが68件(37.6%)、社労士が関与したものが49件(27.1%)、連合会相談ダイヤルを経由したものが23件(12.7%)であり、社労士会や連合会、社労士を経由した事案が大半を占めた。

図4. 申立ての経緯(内訳)

内訳	件数	割合
社労士会総合労働相談所経由	68	37.6%
社労士持込	49	27.1%
本人直接	35	19.3%
連合会相談ダイヤル	23	12.7%
労働局の紹介	4	2.2%
その他 ⁽⁸⁾	2	1.1%
合計	181	100%

8. 弁護士持込

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

5. 申立人 : 退職者からの申立てが64.1%

申立人の内訳については、退職者が116件(64.1%)、次いで従業員が49件(27.1%)となった。

図5. 申立人(内訳)

内訳	件数	割合
退職者	116	64.1%
従業員	49	27.1%
休職者	1	0.6%
採用予定者	4	2.2%
事業主	11	6.1%
合計	181	100%

6. あっせん終了事由 : 不応諾が46.4%、和解成立が37.6%

あっせん終了事由については、不応諾が84件(46.4%)、和解成立が68件(37.6%)であり、和解成立率に比べ不応諾率が高くなっている。平成26年度の労働局紛争調整委員会のあっせん和解率(37.6%)もほぼ同率であった。

図6. あっせん終了事由(内訳)

内訳	件数	割合
不応諾	84	46.4%
和解	68	37.6%
打ち切り	22	12.2%
申立人による取下げ	6	3.3%
被申立人終了依頼	1	0.6%
合計	181	100%

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

7. 申立て事案の内容 : 解雇・退職・雇止めを巡る事案が40.9%

申立て事案については、「解雇、退職、雇止め」、「賃金未払、不払残業、退職金」、「パワハラ、セクハラ、いじめ」の上位3つで全体の88.5%を占めている。

なお、これら3つの事案については、これらの複合的な要素で解雇、退職等に繋がったなどがあるため、それぞれを分けて分析することが難しい。

図7. 申立て事案の内容(内訳)

内訳	件数	割合
解雇、退職、雇止め	74	40.9%
賃金未払、不払残業、退職金	43	23.8%
パワハラ、セクハラ、いじめ	43	23.8%
労働条件	12	6.6%
内定取消	5	2.8%
その他 ⁽⁹⁾	4	2.2%
合計	181	100%

9. 健康診断料給与控除分の返還等

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

8. 申立て事案の内容(申立人別)

申立人別にみると、労働者からの申立ては、解雇・退職・雇止めを巡る事案が72件(42.4%)、事業主からの申立ては、賃金未払・不払残業等の請求を巡る事案が7件(63.6%)と最も多くなった。

図8. 申立て事案の内容(申立人別)

申立人	件数	内定取消		解雇、退職、雇止め		労働条件		賃金未払、不払残業、退職金		パワハラ、セクハラ、いじめ		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
労働者	170	4	2.4%	72	42.4%	12	7.1%	36	21.2%	43	25.3%	3	1.8%
事業主	11	1	9.1%	2	18.2%	0	0.0%	7	63.6%	0	0.0%	1	9.1%
計	181	5	-	74	-	12	-	43	-	43	-	4	-

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

9. 双方合意した和解金額

和解金で解決した事案について、100万円未満が90.5%となっている。労働審判や裁判に比べ低額で解決していることが伺える。

図9. 和解金額の割合

双方合意した事案 68件	和解金ありの事案 : 63件
	和解金なしの事案 : 5件

和解金なしに至った主な内容(例)

- ・離職事由の変更 雇用保険の給付条件に影響
- ・懲戒解雇の撤回 退職金の支給条件に影響
- ・職場環境の改善 就労の継続に影響

これらは労働社会保険諸法令に基づく制度全般と人事労務管理に精通した社労士ならではの解決といえる。

10. 「金額請求の有無に関わらず」とは、解雇を撤回し、職場復帰を求めていたが、あっせんの結果、解決金をもって和解した場合等、当初金額請求はなかったが結果的に金銭で解決した事案を含んでいることを指す。

金額請求の有無に関わらず、和解した金額 ¹⁰ (以上～以下)	件数	割合
～10万円	11	17.5%
11～20万円	12	19.0%
21～30万円	10	15.9%
31～40万円	9	14.3%
41～50万円	3	4.8%
51～60万円	4	6.3%
61～70万円	3	4.8%
71～80万円	3	4.8%
81～90万円	1	1.6%
91～100万円	1	1.6%
101～150万円	0	0.0%
151～200万円	1	1.6%
201～250万円	3	4.8%
251万円～	2	3.2%
合計	63	100%

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

10. 年度別申立て受理件数等の推移

図10. 受理件数及び処理件数

	受理件数	処理件数
平成24年度	143	143
平成25年度	179	179
平成26年度	208	181

受理件数及び処理件数については、年々増加傾向にある。

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

10. 年度別申立て受理件数等の推移

図11. 申立人(内訳)

	労働者	事業主	その他	内訳延べ合計
平成24年度	122	21	0	143
	85.3%	14.7%	0.0%	100%
平成25年度	163	15	1	179
	91.1%	8.4%	0.6%	100%
平成26年度	170	11	0	181
	93.9%	6.1%	0.0%	100%

- ・全体の件数は増加傾向にある。
- ・労働者からの申立割合が増加し、事業主からの申立割合が減少している。

図12. 申立人側代理人(内訳)

	なし	特定社労士	弁護士	特定社労士と 弁護士	その他	内訳延べ合計
平成24年度	123	17	0	0	3	143
	86.0%	11.9%	0.0%	0.0%	2.1%	100%
平成25年度	148	18	1	5	7	179
	82.7%	10.1%	0.6%	2.8%	3.9%	100%
平成26年度	141	15	1	19	5	181
	77.9%	8.3%	0.6%	10.5%	2.8%	100%

申立人側代理人については、「特定社労士と弁護士」での共同受任の割合が増加している。

社労士会労働紛争解決センターのあっせん申立て事案の状況【概要】

10. 年度別申立て受理件数等の推移

図13. 終了事由(内訳)

	不応諾	和解	打ち切り	申立人による 取下げ	被申立人 終了依頼	内訳延べ合計
平成24年度	59	60	19	5	0	143
	41.3%	42.0%	13.3%	3.5%	0.0%	100%
平成25年度	76	81	15	6	1	179
	42.5%	45.3%	8.4%	3.4%	0.6%	100%
平成26年度	84	68	22	6	1	181
	46.4%	37.6%	12.2%	3.3%	0.6%	100%

「不応諾」の割合が増加し、「打ち切り」の割合が減少している。

図14. 申立て事案(内訳)

	内定取消	解雇・退職 ・雇止め	労働条件	賃金未払・ 不払残業・退職金	パワハラ・ セクハラ・ いじめ	その他	内訳延べ合計
平成24年度	1	71	4	39	21	7	143
	0.7%	49.7%	2.8%	27.3%	14.7%	4.9%	100%
平成25年度	2	92	8	43	24	10	179
	1.1%	51.4%	4.5%	24.0%	13.4%	5.6%	100%
平成26年度	5	74	12	43	43	4	181
	2.8%	40.9%	6.6%	23.8%	23.8%	2.2%	100%

・過去3年度分であっせん事案の上位3つは「解雇・退職・雇止め」、「賃金未払・不払残業・退職金」、「パワハラ・セクハラ・いじめ」で変わらない。

・過去3年度分において、あっせん事案の上位3つで88%を超える。

社労士会労働紛争解決センターの 有用性とより活用されるための課題

社労士会労働紛争解決センターの有用性

- 1 労使紛争当事者が簡便に利用できる選択肢を増やす意味がある。
原則有料でスタートした制度であるが、28センターが無料で行っている。(平成27年11月26日時点)
- 2 民事訴訟や、労働審判、労働局や労働委員会などの公的ADRで処理する事件を分担し、軽減するものとして機能する。
- 3 民事訴訟や、労働審判、労働局や労働委員会などの公的ADRにかかる社会的費用や、労働審判員やあっせん委員等の人的負担を軽減する意義も認められる。特に地方では、労働審判員やあっせん委員等に適した人材確保は大きな苦勞を伴っている。
- 4 社労士会労働紛争解決センターは、もともと労働法に詳しい専門家集団が運営する組織であり、制度に関わる社労士に対する研修も、労働審判、労働局や労働委員会などの公的ADRに新たに関わる労働審判員やあっせん委員等に対するものと比べると、紛争処理に特化したものにすることも可能で、制度を運営する費用も低く抑えることができる。
- 5 利便性向上の観点で、平日夜間、土曜日においてもあっせん期日を開催している。
- 6 社労士会が設置している総合労働相談所及び中小企業経営労務支援センターと連携している。

社労士会労働紛争解決センターがより活用されるための課題

- 1 運用開始してまだ7年目であるが、ADR法に基づき認証を受けた機関として、公的な広報による一般への周知が進むことが必要である。
- 2 現在年間208件(平成26年度)の処理実績を向上させ、労使紛争当事者である労使双方の一般の信頼を獲得することが必要である。
- 3 未設置県にセンターが設置され、全国展開が完了し、全国民の利便性を高めることが必要である。

社労士会労働紛争解決センター 申立費用等

平成27年11月26日現在

申立費用が無料のセンター数：28センター

	申立費用(円・税別) 無料:○	期限	特記 (不応諾時の返還について)
北海道		H27.12.31	
岩手		H27.7.31	
宮城		H29.7.1	
秋田		H29.3.31	
山形		H28.4.1	
福島		H28.7.12	
茨城		H28.3.31	
群馬		H29.3.31	
埼玉			
千葉		H28.5.1	
東京		H30.5.1	
神奈川	3000		
新潟	5000		実費を控除した残額を返還
富山		H28.3.31	
石川	10000		実費を控除した残額を返還
福井	3000		
山梨		H28.12.8	
長野	3150(税込)		
岐阜		H29.3.31	
静岡	3150(税込)		
愛知		H28.3.31	
三重		H28.3.31	
滋賀	3000 期限付減額	H28.6.12	実費を控除した残額を返還
京都		H28.3.31	
大阪		H28.12.31	
兵庫		H29.5.31	
奈良		H28.3.31	
和歌山	10000		実費を控除した残額を返還
鳥取	10000		半額を返還
島根		H28.9.30	
岡山	3000		実費を控除した残額を返還
広島		H28.7.31	
山口		H28.7.31	
徳島		H28.3.31	
香川		H28.4.20	
愛媛		H28.3.31	
高知		H28.6.14	
福岡	1000		
長崎		H28.3.31	
熊本	和解金の2%		
宮崎	1050(税込)		
鹿児島	3000		実費を控除した残額を返還
沖縄	1000 期限付減額	H29.3.31	実費を控除した残額を返還

(法務省「かいけつサポート」ホームページより)